

山形県最低賃金

— 12月23日から効力が発生 —

時間額

1,032円に!

本年度の山形県最低賃金について、7月14日に山形労働局長（局長：島田博和）が山形地方最低賃金審議会（会長：本間佳子）に金額改正を諮問し、諮問を受けた同審議会が9月3日、現行の時間額955円を77円引上げて1,032円（引上げ率8.06%）とする答申を出しました。その後、異議の申出による審議等を経て、改正金額が官報に公示されたのち、12月23日から効力が発生することになります。

これにより、本年12月23日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業所で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に、山形県最低賃金、時間額1,032円が適用されます。

また、産業別の最低賃金は現在、「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金」が1時間1,012円、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が1時間996円、「自動車・同附属品製造業最低賃金」が1時間1,012円、「自動車整備業最低賃金（自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）」が1時間1,017円ですので、令和7年12月23日以降、山形県最低賃金1時間1,032円が適用になることについてご注意ください。

【東北6県及び東京都・全国加重平均】

	改正時間額	(改正前)	《引上げ額》
山形県	1,032円	(955)	《 77円 》
青森県	1,029円	(953)	《 76円 》
岩手県	1,031円	(952)	《 79円 》
秋田県	1,031円	(951)	《 80円 》
宮城県	1,038円	(973)	《 65円 》
福島県	1,033円	(955)	《 78円 》
東京都	1,226円	(1,163)	《 63円 》
全国加重平均	1,121円	(1,055)	《 66円 》

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引上げ**のための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

最新情報は厚生労働省HPをご確認ください。

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。**パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げ**が対象です。

	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定にかかるキャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

最新情報は厚生労働省HPをご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

